

## 先例議院法

### 議院法（明治二十二年二月十一日公布）

#### 議院法（明治二十二年法律第二號）

- ・議院法は明治 22 年法律第 2 号をもって公布され、爾來 6 回に渉り一部の改正をした（衆先彙纂 610）。

#### 第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

##### 第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

- ・特別議會召集の詔書は 40 日以前に公布される（衆先彙纂 8）。
- ・臨時議會召集の詔書は 40 日以前に公布されることを要しない（衆先彙纂 9）。

##### 第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル日時ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スベシ

- ・議會は會期毎に順次第何回議會と稱する（衆先彙纂 1）。
- ・第 20 回（臨時）総選挙に当選した議員の任期は昭和 16 年 4 月 29 日に満限に達すべきであるが昭和 16 年法律第 4 號衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律により議員の任期は 1 年間延長された。また第 9 回（臨時）総選挙に当選した議員は第 24 回議會明治 41 年 2 月 29 日をもって任期満限に達したが、議會開會中につき、3 月 27 日の閉會に至るまで在任した（衆先彙纂 105）。

##### 第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

###### 議長副議長ノ勅任セラルハマデハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

- ・召集当日に議長副議長候補者の選挙を行う。議長副議長勅任後に議席及び部属の決定を待つて議院が成立する（衆先彙纂 22）。
- ・議長副議長候補者の選挙手続及び投票点検心得は第 1 回議會において定められたものによる（衆先彙纂 56）。
- ・召集当日に議長若しくは副議長又は議長副議長共に欠位の場合はまずその候補者の選挙を行う（衆先彙纂 57）。
- ・會期中に議長副議長が欠位となったときは直ちにその候補者の選挙を行う（衆先彙纂 58）。
- ・議長副議長候補者の選挙を行う際に選挙に直接関係のない発言はこれを許さない（衆先彙纂 71）。
- ・議長副議長の勅任はその候補者を奏上した日又は翌日を例とする（衆先彙纂 72）。
- ・停會中に副議長が勅任されたことがある（衆先彙纂 73）。
- ・総選挙後議會召集日前、議員に欠員を生じるときは書記官長よりその旨を内務大臣に通牒する（衆先彙纂 121）。

##### 第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

- ・部属の抽選はこれを議長に委任するのを例とする（衆先彙纂 16）。
- ・部長及理事互選の結果は当日これを議場において報告する（衆先彙纂 17）。
- ・議會召集の当日議院法第 4 条により議院において抽選で各議員の部属が定まったときは、部員は議長の命じるところにより、直ちに各部室に参集し、衆議院規則第 19 条及び第 21 条により部長及び理事の互選を行う（衆委先彙纂 254）。
- ・部長及び理事は召集に応じた議員中よりこれを選挙する。但し召集に応じない議員を部長及び理事に選挙したことなしとしない（衆委先彙纂 255）。

- ・各部における部長及び理事互選の結果は投票管理者より直ちにこれを議長に報告し、議長は当日これを議院に報告し、且つこれを衆議院公報に掲載する。部長及び理事に欠員を生じた場合において補欠選挙を行ったときは、当日これを議長に報告し、議長は当日若しくは次の会議日においてこれを議院に報告し、且つこれを衆議院公報に掲載する（衆委先彙纂 259）。

#### 第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

- ・会期は開院式の日より起算する（衆先彙纂 4）。
- ・開院式には、陛下が臨御されて勅語を賜う（衆先彙纂 27）。
- ・閉院式に陛下の臨御なきときは内閣総理大臣が勅命を奉じて勅語を奉読する。内閣総理大臣に故障あるときは他の国务大臣が代りて奉読する（衆先彙纂 28）。
- ・開院式は議院成立の翌日又は翌々日に行われるのを例とする（衆先彙纂 30）。
- ・開院式が日曜日に行われる（衆先彙纂 31）。
- ・開院式の行幸の際は議長副議長議員及び高等官が奉送迎をなす（衆先彙纂 32）。
- ・開院式の前に便殿において議長副議長が拝謁を仰せ付けられる（衆先彙纂 33）。
- ・皇太子殿下が開院式に御臨場の際は議長副議長書記官長及び書記官に拝謁を仰せ付けられた（衆先彙纂 34）。
- ・開院式式場においては玉座に向かい左方をもって衆議院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とし、右方をもって貴族院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とする（衆先彙纂 35）。
- ・開院式には通常服を着用し参列する（衆先彙纂 36）。
- ・開院式式場には杖を用い又は給仕を付することを許さない（衆先彙纂 37）。
- ・開院式には外国交際官官吏等に陪観を、新聞及び通信社員に拝観を差し許される（衆先彙纂 38）。

#### 第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

- ・勅語書は貴族院議長がこれを拝受する（衆先彙纂 27）。
- ・開院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 29）。
- ・閉院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 41）。

### 第二章 議長書記官長及經費

#### 第七條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

#### 第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

#### 第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

#### 第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

- ・議長が議事若しくは議場整理に関し、弁明又は注意する（衆先彙纂 538）。

#### 第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

#### 第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

- ・議長が任意に常任委員会及び特別委員会に出席し、発言し、又は委員会の要求によって出席し、発言したことがある。また開院式勅語奉答文起草の件委員会においては毎会期議長、副議長はこれに臨席して文案起草の協議に加わるのを例とする（衆委先彙纂 82）。

#### 第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

- ・閉院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 41）。

- ・議長欠位となり後任者の勅任前においては議長欠位の故をもって休会することなく副議長が議事を整理する（衆先彙纂 81）。
- ・議長が欠位し、副議長が参内のため一時休憩する（衆先彙纂 82）。
- ・議長の信任に関する議事につき副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 83）。
- ・議長の身上に関する議事につき議長がその職務を行い、若しくは副議長をして行わせる（衆先彙纂 84）。
- ・議長の信任に関する上奏中に副議長が議事を整理する（衆先彙纂 85）。
- ・議長副議長が党籍を離脱する（衆先彙纂 86）。
- ・議案の送付、回付、通知等は議長の名をもってし、書記官長が公文書の末尾に署名する（衆先彙纂 185）。
- ・上奏書、奉答書はその議事に干与した議長若しくは副議長の名をもってする（衆先彙纂 481）。

#### 第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

- ・議長副議長に共に故障があったので仮議長を選挙した（衆先彙纂 88）。
- ・仮議長の許に議長副議長候補者の選挙を行う（衆先彙纂 90）。
- ・仮議長より議長副議長候補者を奏上する（衆先彙纂 91）。
- ・議案の送付、回付、通知等は議長の名をもってし、書記官長が公文書の末尾に署名する（衆先彙纂 185）。

#### 第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期満限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラルハマテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

- ・議長副議長候補者の選挙を行う際に選挙に直接関係のない発言はこれを許さない（衆先彙纂 71）。
- ・任期満限に達した議長副議長は後任者の勅任されるまで、なおその職務を継続することにより、閉会中議員の事務を指揮し、議員の辞職を許可し、これが補欠選挙を内務大臣に請求し、また議院成立に関する集会において議長副議長候補者の選挙及びその奏上につき議長の職務を行う（衆先彙纂 76）。
- ・議長が公務、疾病又は一身上の都合により辞職する（衆先彙纂 77）。
- ・副議長が公務、疾病又は一身上の都合により辞職する（衆先彙纂 78）。
- ・議長副議長の辞表は副議長議長よりこれを奏上する。但し議長欠位若しくは辞表提出後は副議長の辞表は書記官長がこれを奏上する（衆先彙纂 79）。
- ・議長副議長が辞職し又は任期満限に達したときは各在職中の挨拶をし、出席議員中の年長者が謝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 80）。

#### 第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

#### 第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埤理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員中判任官以下ハ書記官長之ヲ任ス

（第 37 回帝国議会議院法中改正法律（大正 5 年法律第 40 號）により改正（大正 5 年 5 月 8 日公布））

- ・議案の送付、回付、通知等は議長の名をもってし、書記官長が公文書の末尾に署名する（衆先彙纂 185）。

- ・議案奏上の文例は一定の様式による。そして奏上書には議長書記官長の署名のみにして捺印はしない。かつ別に内閣総理大臣宛の添書を用い、議長書記官長が署名捺印する(衆先彙纂 200)。

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ堤理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

### 第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ七千五百圓副議長ハ四千五百圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ議員ハ三千圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

(第 43 回帝国議會議院法中改正法律 (大正 9 年法律第 8 號) により改正 (大正 9 年 7 月分より適用))

- ・歳費は通常議會の場合は前半期分 (自 7 月至 12 月) を開院式当日、後半期分 (自 1 月至 6 月) を閉院式当日支給され、臨時議會又は特別議會の場合は開会の時期によりその支給額を異にする (衆先彙纂 124)。
- ・通常議會、臨時議會又は特別議會であるを問わず、歳費年度中に一度召集に応じた議員は歳費を支給される (衆先彙纂 125)。
- ・議員が召集に応じた後に死亡したときは歳費 (全額) は相続人に支給される (衆先彙纂 126)。
- ・議員召集日の前日までに死亡したときはその当月分までの歳費を支給される (衆先彙纂 127)。
- ・衆議院議員選挙法第 78 条但書の場合においてはその在任期間は月割をもって歳費を支給される。
- ・歳費は選挙の月より計算するといえどもその選挙の期日が旧議員の任期満限の月と同一の場合において再び選挙された議員に対してはその月割の歳費は重複支給されない(衆先彙纂 131)。
- ・旅費は会期毎に支給される (衆先彙纂 132)。

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ五千圓副議長ハ三千圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ議員ハ二千圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

(第 13 回帝国議會議院法中改正法律 (明治 32 年法律第 100 號) により改正 (明治 32 年 7 月 1 日より施行))

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當ヲ受ク

第十九條ノ二 各議院ノ議長副議長及議員ハ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ無賃ニテ國有鐵道ニ乗車スルコトヲ得

(第 50 回帝国議會議院法中改正法律 (大正 14 年法律第 32 號) により改正 (大正 14 年 4 月分 1 日より施行))

#### 第四章 委員

##### 第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト為スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

- ・ 常任委員の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日に全院委員長の選挙に次いでこれを行うのを例とする (衆先彙纂 138)。
- ・ 常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派 (交渉団体) 所属議員数に応じ、按分して各派より予め候補者を申し出させ、これを各部に割り当て、各部において選挙するのを例とする。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後に所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする。補欠選挙の場合においては前任者の所属交渉団体より予め申し出た候補者を前任者選出の部において選挙する (衆先彙纂 139)。
- ・ 常任委員については臨時議会といえどもこれの選挙をなすべきものであるが、極めて短期の臨時議会においては院議をもって常任委員の選挙、常任委員長及び理事の互選を省略して前期議会通り選挙されたものと決したことがある (衆先彙纂 142)。
- ・ 特別委員の選挙は議長の指名によるのを例とする。その補欠選挙もまた同じである (衆先彙纂 143)。
- ・ 委員付託の動議が提出されるときは、通告者の発言前であると、討論に入りたるとを問わず、先決問題として直ちにこれを議題とする (衆先彙纂 323)。
- ・ 委員付託の動議はその趣旨弁明をすることなく単に何名の委員に付託すべしと述べるのを例とする (衆先彙纂 324)。
- ・ 予備金支出又は予備金外支出に関する件は特別委員に付託するのを例とする (衆先彙纂 334)。
- ・ 決議案は概ね委員に付託することなく直ちに採決するのを例とする (衆先彙纂 337)。
- ・ 特殊の事項を調査するため、又は予算案の修正につき政府と協議するため、動議により特別委員を設けたことがある。そしてその動議は議事日程を変更して議題とすべきものであるが、議事日程を変更しないで議題としたことがある。政府と協議をするための委員、特別報告に係る請願調査委員、請願委員の審査権能に属する事項調査委員、議長の職権行使に関する事実調査委員、議員の行動に関する調査委員、議員の発言に関する事実調査委員、補欠選挙に関する調査委員、院内警察に関する特別調査委員の例がある (衆先彙纂 338)。
- ・ 常任委員は予算、決算、請願、懲罰及び建議委員の 5 種とする。第 63 回議会において動議をもって常任委員として建議委員を設け、爾来この例により 5 種の常任委員をこくこととなった (衆委先彙纂 1)。
- ・ 政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件に付き政府

と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格を審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。

- ・常任委員の選挙は毎会期の始めこれを本会議の議事日程に掲げ、全院委員長選挙を終わった後、議長は各部員直ちにその部室に参集して常任委員の選挙を行い、その結果を議長に報告すべき旨を宣告する例である（衆委先彙纂 9）。
- ・常任委員は議院法第 20 条第 3 項及び衆議院規則第 45 条第 1 項により、各部において同数の委員を総議員中より選挙すべきもので、各部の被選挙人は必ずしもその部の部員であることを要しないものとする。そして第 30 回議会における各派交渉会（大正元年 12 月 27 日）の申合せにより、常任委員は 25 名未満の団体を除いた各派（交渉団体）所属議員数に応じ、案分して各派より予め、候補者を申出させ、これを各部に割当て各部において選挙することとなった。爾来毎会期協議の上この例による。常任委員は召集日正午現在の所属議員数により割当員数を定めるので、選挙後所属議員数に異動を生じることがあってもその委員に異動を及ぼさないのは勿論、召集日正午以後選挙前に所属議員数に異動があっても委員の割当はこれを変更しないのを例とする（衆委先彙纂 10）。
- ・特別委員の選挙については、議場において委員を選挙するには少なからざる時間を要し且つ種々の不便があるので、第 22 回議会以来はすべて議長の指名によることとなった。そして議長が委員を指名するに当たっては交渉団体より予め委員候補者を申出させ、これによって指名する。なお儀礼に関する特別委員は従前より 25 名未満の団体中よりもこれを指名するのを例とする（衆委先彙纂 13）。
- ・特別委員を議長において指名する場合は委員付託を決議した翌日これを行ったことがあるが、第 15 回議会以来は委員付託を決議した当日これを行う例となった（衆委先彙纂 14）。

## 第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

### 常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

- ・全院委員長の選挙は議事日程に掲げ、開院式の翌日午前 10 時よりこれを行うのを例とする（衆先彙纂 133）。
- ・全院委員長は通常議会と臨時議会とを問わず毎会期開会の始めに選挙すべきものであるが、第 32 回、第 34 回及び第 78 回議会においては開院式当日に勅語奉答文議了後、議長は院議に諮り、前期議会に選挙された全院委員長を当期議会において選挙したものと認め、その選挙を省略した（衆先彙纂 134）。
- ・全院委員長の辞任は院議をもってこれを許可する（衆先彙纂 149）。
- ・委員の選挙が終わったときは議長は委員長及び理事互選の日時を指定する。そして常任委員及び開院式勅語奉答文起草の件委員その他審査急を要する特別委員にあつては議長が議場においてその日時を指定するが、その他は議長がその日時を指定し、衆議院公報をもって通知する。各委員は指定の日時に所定の委員室に参集して互選を行う。若し当日これを行うことができないときは議長より更にその日時を指定して互選を行わせるのを例とする。なお委員長の補欠選挙の場合には理事、理事の補欠選挙の場合には委員長において互選の日時を定めるものとする（衆委先彙纂 24）。
- ・常任委員の委員長及び理事互選の期日は第 24 回議会までは委員選挙の当日又は翌日以後で一樣でなかったが、第 25 回議会以後は委員選挙の当日これを行う例となった。また特別委員の

委員長及び理事互選は委員選挙の翌日これを行うのを例とする。但し会期切迫その他審査が急を要するため、委員選挙の当日においてまた特別の事情があるため委員選挙の翌々日以後においてこれを行ったことがある（衆委先彙纂 25）。

- ・ 常任委員を前議会通り継続した臨時議会において委員長及び理事互選手続を省略し、前議会の通り継続したことがある（衆委先彙纂 26）。
- ・ 委員長及び理事互選の場合における投票管理者については別に規定がないので、衆議院規則第 19 条の部長選挙に関する規定に準じ、出席委員中の年長者をもって投票管理者とし、互選事務を管理させるのを例とする。但し委員より推薦された者を投票管理者としたことがある（衆委先彙纂 27）。
- ・ 委員長及び理事の互選は衆議院規則第 50 条及び第 51 条に無名投票をもってこれを行うべきことを規定され、当初においては委員長理事共に無名投票をもってその互選を行ったことが多かったが、最近に至っては概ね委員長は推薦により、理事は委員長の指名によることとなった（衆委先彙纂 28）。
- ・ 委員長及び理事互選の結果は投票管理者より選挙の当日直ちにこれを議長に報告し、議長は当日衆議院公報に掲載してこれを報告する（衆委先彙纂 29）。
- ・ 委員長よりその職務辞任の申し出があったときは委員会においてこれを決する（衆委先彙纂 33）。

**第二十二條 全院委員會ハ議員三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス**

**第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得**

- ・ 全院委員会は議場においてこれを開き、その会議を公開する（衆先彙纂 153）。
- ・ 全院委員会は常任委員会及び特別委員会のように傍聴を禁ずる規定がないので公開を原則とするが院議によりこれを秘密会としたことがある（衆先彙纂 154）。
- ・ 常任委員会及び特別委員会は議院の外傍聴を禁ずるのは議院法の定めるところであるが、全院委員会については何らの規定がないので第 1 回議会以来、傍聴を許すのを例とする（衆先彙纂 575）。
- ・ 委員会は議院の外傍聴を禁ずるのは議院法第 23 条の定めるところであるが、第 1 回議会以来新聞通信記者は通信事務に従事するため、委員会に出入りを認められる先例である。そして必要あるときは委員会を秘密会とし、新聞通信記者の入場を許さないものとする。委員会の秘密会に関しては議院法第 37 条のような規定がないが、政府の要求があった場合等において委員長が必要と認めたとき、又は委員会の決議によりこれを開く。なお第 8 回議会明治 28 年 2 月 21 日の予算委員会において政府より秘密会の要求をしたが、委員会はこれを容れなかった（衆委先彙纂 92）。
- ・ 秘密会は主として軍事、外交、政府の政策に関し秘密に涉り又は議員の身上等に関する場合その他重要な事項に付き委員相互間若しくは政府と委員との間に協議をする場合等にこれを開くのを例とする（衆委先彙纂 93）。
- ・ 懲罰委員会は秘密会をもってする。なお議員の傍聴はこれを禁止しないのを例とするが、議員の傍聴をも禁止したことがある（衆委先彙纂 94）。
- ・ 委員会はこれを秘密会とする場合と雖も議員の傍聴は禁止しないのを例とするが、これを禁止したこともまた少なくない（衆委先彙纂 95）。

- ・秘密会においては所管政府委員以外の政府委員に退席を命じるのを例とする（衆委先彙纂 96）。
- ・懲罰委員会においては常に速記を付するが、その他の委員会においては秘密会としたとき速記を付し又は付さずして一定するところがなかったが、近来は速記を付さない例となった（衆委先彙纂 97）。
- ・秘密会に速記を付した場合においては本会議の例に準じこれを印刷配付しないで密封して保存する（衆委先彙纂 98）。
- ・速記の中止は政府より要求があった場合等において委員長が必要と認めたときこれをする。また委員会の決議により速記の中止をしたことがある（衆委先彙纂 99）。
- ・軍事、外交その他政府の政策に関し秘密に涉る場合又は協議懇談等の場合において秘密会を開くに至らなくても、速記を中止した事例は少なくない（衆委先彙纂 100）。

#### 第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

- ・委員に付託した議案が議題となったときは、先ず委員長より審査の経過及び結果の報告をし、少数意見があるときは次いで少数意見の報告をする（衆先彙纂 339）。
- ・委員長は付託された議案の審査を終了したときは報告書を議長に提出し、その議案が議題となる際に口頭をもって審査の経過及び結果につき報告するのを例とする。しかし付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、又は委員会若しくは議院の決議に基づき審査の経過につき議場において報告をしたことがある（衆先彙纂 340）。
- ・関連若しくは同種である故をもって同一委員に付託された数議案にして同日の議事日程に掲載された場合は便宜上これを一括議題とし、委員長をして併せてこれを報告させるのを例とする（衆先彙纂 341）。
- ・委員長は委員会の経過及び結果の報告と併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別にその発言通告をしなければならない（衆先彙纂 342）。
- ・委員に付託した議案は委員長報告の後に議決するのを例とするが、議案が輻輳するため又は会期が切迫している等の場合において、動議によりその報告を省略して直ちに議決したことがある（衆先彙纂 347）。
- ・予算案、決算、承諾案、法律案、建議案等の委員会の経過及び結果の報告中に附帯決議、希望条項等があっても、これらの事項は委員長報告をするに止まり、これを採決しないのを例とする（衆先彙纂 348）。
- ・議事日程に掲載された議案に対して委員長より報告延期の請求があるときは、その議案が議題とならない以前は議長においてこれを許可するのを例とする。しかし議案が議題となるに先立ち延期を請求するに拘わらず、院議を以てその請求を許可しなかったことがある（衆先彙纂 349）。
- ・委員長より報告書の撤回の申し出があったときはその議案が未だ議題とならない以前は議長においてこれを許可するのを例とする。しかし一度議題となったときはその許否はこれを院議に諮り決するものとする（衆先彙纂 350）。
- ・委員長より報告書を議長に提出した後、訂正を要するときは書面をもってすべきものとする。そして議場における報告の際、口頭をもって訂正したことがある。この場合においては後に書面をもって訂正の手続きをすべきものとする（衆先彙纂 351）。
- ・数案を一括して議題とし、委員長報告をさせたとき数案中に、ある議案に対して少数意見があるときは当該議案の審議に入るときに少数意見を報告させる（衆先彙纂 355）。



- ・委員長は委員会の経過及び結果の報告をする際、併せて自己の意見を述べることができないが、委員長が少数意見者であるときは委員長報告に次いで少数意見者としてその報告をすることができる（衆先彙纂 356）。
- ・少数意見の報告者はその報告と併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別にその発言の通告をしなければならない（衆先彙纂 357）。
- ・決算委員会の審査終了し、本会議に報告した際、再審査の動議が提出され、採決の結果再審査に付したことがある（衆先彙纂 470）。
- ・委員会において議案その他の事件の審査終了するときは衆議院規則第 56 条第 1 項に依り、委員長は報告書を議長に提出する。そして委員長欠席のため、理事がこれを代理したときは代理者の名をもって報告書を提出する（衆委先彙纂 215）。
- ・委員長より報告書を議長に提出した後、議案又は事件が本会議の議題となったときは委員長は口頭をもって委員会の経過及び結果を報告するのを例とする。但し議院の決議に依り口頭報告を省略することがある。そして同一委員に付託された数議案が同時に議題となったときは委員長は併せてこれを報告する例である。また報告に遺漏があるときは委員長、理事若しくは委員よりその補足をすることができる（衆委先彙纂 220）。
- ・委員長は委員会の経過及び結果を報告するに際し、その報告に併せて自己の意見を述べることができないので、若しこれを述べようとするときは別に発言の通告をしてこれをすべきものとする（衆委先彙纂 221）。
- ・付託議案の審査終了前に委員長が必要と認め、若しくは委員会の決議により、又は本会議における議事進行の発言に基づき、若しくは議院の決議により、審査の経過につき議場において報告をしたことがある（衆委先彙纂 223）。

## 第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

- ・継続委員を設くるの動議は先決問題として、先だちて採決する（衆先彙纂 378 第 1 (10)）。

### 第五章 會 議

## 第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

- ・議事日程を定めるのは議長の職権であるのでその順序もまた議長においてこれを定める。即ち議案にあつては政府提出議案、貴族院提出議案、議員提出議案の順序とし、政府提出議案中においては予算案、決算、国有財産計算書、法律案及び承諾案の順序に、また議員提出議案中においては法律案、上奏案、建議案、決議案、請願の順序に掲載し、そして法律案は第一読会の続会、第二読会、第三読会の順序に従って掲載するのを例とする。なお予算に関係ある法律案は予算案の前に掲載する例であったが、第 56 回議会以来普通の順序により掲載する例となった。回付案は政府提出議案、議員提出議案の順序により同種議案の首位に掲載する。また承諾案、法律案、上奏案、決議案で委員会報告を経たものは各同種議案の次位に置く。建議案、請願は他の議案と区別して、別に番号を付し議事日程の末尾に掲載する。質問は第 26 回議会において火曜日を質問日と定められてより、議事日程の首位に掲げ、別に番号を付す。議長副議長候補者選挙の件及び両院協議会委員選挙の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置く。また懲罰事犯の件を議事日程に掲載する場合はこれを首位に置くのを原則とするも第 37

- 回、第 51 回議会の各 1 件及び第 59 回議会の 2 件は末尾に置いた。全院委員長及び常任委員長の選挙は開院式翌日の議事日程に掲載する（衆先彙纂 204）。
- ・会期中に議長副議長が欠位となり、その候補者選挙を行う必要が生じたときは議長副議長は議院の構成の一部なので直ちにこの選挙を行わなければならないので議事日程の首位にこれを掲げ、そして政府案に先立ちこれを掲載するが、敢て政府の同意を得るを要しないものとする。なお欠位となった当日直ちに選挙を行ったことがある（衆先彙纂 207）。
  - ・政府又は貴族院提出の議案であると議員提出の議案であるとを問わず議事日程には件名の下に括弧内にその提出者を表示するが、予算案、決算及び承諾を求むる議案はいずれも提出者を表示しないのを例とする。また貴族院より送付又は回付されたものであるときは件名の下に（政府提出、貴族院送付）、（政府提出、貴族院回付）、（本院提出、貴族院回付）と表示する。なお承諾を求むる議案は（承諾を求むる件）と、両院協議会の成案は（両院協議会成案）と、また法律案の第一読会の続会の場合は（委員長報告）といずれも件名の下にこれを表示する（衆先彙纂 208）。
  - ・予算案、決算及び国有財産計算書はその提出の報告があったとき直ちに委員に付託されるものであり、委員会の報告を俟ってこれを議事日程に掲載するのを例とする。建議案は第 63 回（臨時）議会以来その審査のために常任委員を設けるのが例となったので、これまた委員会の報告を俟って議事日程に掲載する（衆先彙纂 212）。
  - ・予備金支出の件は数件あっても議事日程には一括してこれを 1 件として掲載する（衆先彙纂 213）。
  - ・建議案を議事日程に掲載する場合は第 63 回（臨時）議会以来建議案審査のため、常任委員を設けるのが例となったので、委員会の報告を俟って各省所管別によりこれを掲載したが、第 73 回議会以後は委員会の報告順により掲載することとなった。そして第 75 回議会より請願と同様に議事日程中別に番号を付し、件名の下に提出番号を付記することとした（衆先彙纂 214）。
  - ・質問主意書の提出が多数あったため、院議に付すべき議案があるが、便宜質問日に質問のみをもって議事日程を作成することがある（衆先彙纂 220）。
  - ・休会に関する件のみをもって議事日程を作成する（衆先彙纂 221）。
  - ・国务大臣の演説に対する質疑を議事日程に掲載する（衆先彙纂 222）。
  - ・議員提出議案にして政府提出議案に先立ち、院議に付する必要があるか又は政府提出議案と同種若しくは関連するため同時に院議に付する必要があるときは議長は議院法第 26 条第 2 項但書により予め政府の同意を得て、政府提出議案に先立ち議員提出議案を議事日程の首位又は政府提出議案の中間に掲載する（衆先彙纂 223）。
  - ・貴族院において表題を修正して送付若しくは回付されたときはこれを議事日程に掲載するには修正の表題を用いず原案の表題を議事日程に掲載する。なお委員会において議案の表題を修正して報告したときは原案の表題を用いるのは勿論である（衆先彙纂 226）。
  - ・議員提出の議案で委員に付託された議案と内容同一のものであるときは議事日程に掲載しないで直ちにこれを同一の委員の審査に付する例であるが、第 10 回議会以来は提出者が政府若しくは貴族院たると議員であるとを問わずこれを議事日程に掲載し、然る後に同一の委員に併せ付託する例となった（衆先彙纂 227）。
  - ・議案の提出者より議事日程に議案掲載の延期を申し出たとき又は委員長より報告の延期を申し出たときは議長はこれを許可し、議事日程の掲載を延期するのを例とする。また議事日程に掲

載された議案に対し提出者又は委員長より延期の申し出があったときは議長は議事日程よりこれを省く旨を宣告するのを例とする（衆先彙纂 229）。

- ・第 1 回議会以来開院式当日は開院式勅語に対する奉答文案の会議を開くのを例とし、これに引き続き他の議事を開いたことあるも、当日の会議はすべて議事日程を作成しないで会議を開く例である。なお第 80 回（臨時）議会においては会期終了日に議事日程を作成しないで午前 10 時より会議を開いた（衆先彙纂 247）。
- ・政府に議事日程変更の同意を求める手続きは議長は書記官長又は書記官をして政府に口頭をもって照会させる。そして政府の回答がない間は議事の進行を止め、発言を求める者あるもこれを許さない。その同意があるか否かを待つのを例とする。なお政府の回答を待つため、特に休憩したことがある（衆先彙纂 374）。
- ・政府が議事日程の変更不同意の場合において政府提出議案議了後に他の議案に先立ち会議に付そうとするには更に議事日程の変更を要する（衆先彙纂 375）。
- ・議事日程に掲載された議案にして提出者が同一のもの、同種若しくは関連するもの又は同一委員に付託されたものは院議に諮り、一括して会議に付するのを例とする（衆先彙纂 376）。
- ・議事日程を変更し、政府提出議案に先だち議員提出議案その他の議事を開くため、政府の同意を求めたことは屢々ある。この場合議長は書記官長若しくは書記官をして政府に対し、口頭をもって照会させる。そして政府は概ねこれに同意するのを例とする（衆先彙纂 587）。

## 第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

- ・議案の緊急議決の要求又は正誤は書面若しくは口頭をもってする（衆先彙纂 179）。
- ・法律案を議事日程に掲載するときは件名及び提出者の下に読会を表示する。第 12 回（特別）議会（明治 31 年 5 月 27 日）以来政府提出法律案にして議院法第 27 条但書による要求があった場合は議事日程に読会を表示しない。また単に緊急事件として議決することの要求があった場合は読会を表示する。これらの場合にはすべて件名の下に（緊急事件）と付記するのを例とする。但し第 41 回及び第 50 回議会においては単に緊急事件として要求があった場合に議事日程に緊急事件の付記をしなかった（衆先彙纂 209）。
- ・法律案は議案配付後少なくとも 2 日（48 時間）を隔てて議事日程に掲載するのを要するも、政府より議院法第 27 条但書及び第 28 条但書に依り、又は単に緊急事件として議決することの要求があったときは、成規の日時にかかわらず、短縮して議事日程に掲載するのを例とする（衆先彙纂 210）。
- ・第 1 回議会以来政府より議院法第 27 条但書又は第 28 条但書に依らず、単に緊急事件として議決することの要求があった議案は 64 件に及び、うち 18 件は委員の審査中要求があったものであるのを除き、他の 46 件中 1 件は院議に付するに先立って撤回され、3 件は委員の審査を省略して可決し、その他はいずれも委員に付託し、その審査を終わった後、会議に付した（衆先彙纂 320）。
- ・法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをしなければならないが、政府より読会省略の要求があった場合又は第一読会若しくはその続会において第二、第三読会を省略することに決したときは本案の議決前は何時でもこれを提出できるものとする（衆先彙纂 361）。

- ・ 読会省略の動議が提出されたときは先決問題として直ちにこれを採決する（衆先彙纂 378 第 1 (3)）。
- ・ 委員付託の動議と読会省略の動議と相次いで提出されたときは先ず委員付託の動議を採決する（衆先彙纂 381）。
- ・ 議事延期の動議と委員付託の動議と相次いで提出されたときは先ず議事延期の動議を採決する（衆先彙纂 382）。
- ・ 委員付託の動議と即決の動議と相次いで提出されたときは先ず委員付託の動議を採決する（衆先彙纂 383）。
- ・ 法律案は政府提出議案であると議員提出議案であるとを問わず、三読会を経て議決するのを原則とする。しかし政府の要求又は議員十人以上の要求により出席議員三分の二以上の多数をもって可決するときは読会の順序を省略することができるので、第一読会又はその続会において第二第三読会を省略して議決したことがある。また第二読会において第三読会を省略して議決することは毎会期にその事例が多い（衆先彙纂 430）。
- ・ 政府より議院法第 27 条但書により読会の順序を省略する要求は法律案提出と同時に、又は法律案が会議に付せられる前においてこれをするのを例とする（衆先彙纂 432）。
- ・ 政府より議院法第 27 条但書により読会省略の要求があるときは、議長はその要求を容れるや否を院議に諮いたが、第 12 回（特別）議会明治 31 年 5 月 27 日に議長は自今政府より議院法第 27 条但書により要求がある法律案は、読会の順序を省略して議決する旨を宣告し、爾来この要求があるときは議員より動議が出ない限り、読会の順序を省略することとなった。そしてこれらの法律案を議事日程に掲載する場合は読会を表示しないで件名の下に緊急事件と付記するのを例とする（衆先彙纂 433）。
- ・ 法律案に対する修正動議を提出するのは第二読会においてこれをすべきものであるが、三読会の順序を省略され、又は第一読会若しくはその続会において第二第三読会を省略されたときは本案議決前に何時にても修正動議を提出することができる（衆先彙纂 434）。
- ・ 同一読会を開く動議は一度否決されても時を隔てるときは同日再びこれを提出することができる（衆先彙纂 435）。
- ・ 第一読会若しくは第一読会の続会において動議により第二第三読会を省略して議決することができる。この場合においては第一読会の議決をもって確定議とする（衆先彙纂 437）。
- ・ 第三読会を省略するの動議が出て可決したときは第二読会の議決をもって確定議とする。そして第三読会省略の動議は第二読会を開くに決した際、直ちに第二読会を開くの動議とともに提出されるのを例とする。しかし第二読会中若しくは第二読会を終わった際、提出されたことがある（衆先彙纂 442）。

**第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス**

- ・ 議案の緊急議決の要求又は正誤は書面若しくは口頭をもってする（衆先彙纂 179）。
- ・ 法律案は議案配付後少なくとも 2 日（48 時間）を隔てて議事日程に掲載するのを要するも、政府より議院法第 27 条但書及び第 28 条但書に依り、又は単に緊急事件として議決することの要求があつたときは、成規の日時にかかわらず、短縮して議事日程に掲載するのを例とする（衆先彙纂 210）。

- ・予算案はその提出があったときは予算委員に付託され、その審査を終わった後、会議に付すべきものであるが、追加予算案で議院法第 28 条但書による要求があったときは予算委員に移すことなく直ちに議事日程に掲載するのを例とする。しかし単に緊急事件として議決することの要求があったときは議院法第 28 条但書による要求があった場合とその取扱いを異にする。乃ち第 2 回議会以来政府より単に緊急事件として要求があった追加予算案は総計 21 件に及び内 1 件は委員に移さずして議事日程に掲載し、1 件は議事日程を変更して即決議決したが、他の 19 件は委員の審査を終りその報告を待って議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付した（衆先彙纂 211）。
- ・政府より議院法第 28 条但書に依り、委員の審査省略の要求があるときは、議長はその要求を入れるか否かを院議に諮ったが、第 12 回（特別）議会明治 31 年 5 月 27 日に議長は自今政府より議院法第 28 条但書に依り、要求があるものは委員に付託しないこととする旨を宣告し、爾来この要求があるときは議員より委員付託の動議が出ない限りは、委員の審査を省略することとなった。即ち追加予算案にあつては予算委員に移すことなく直ちにこれを議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付してこれを即決し、法律案にあつては通例議院法第 27 条但書による要求と併せて要求され、成規の日時を短縮して議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して会議に付し、委員に付託することなく議決をするのを例とする。第 1 回議会以来、議院法第 28 条但書に依り委員の審査省略の要求があった法律案、追加予算案等の総件数は 48 件に及び、内 14 件は政府の要求を入れないで委員に付託し、1 件は委員付託中であるので委員の審査に期限を付し、至急審査を終了して会議に付し、その他の 33 件は孰れも政府の要求を容れ、委員の審査を省略した（衆先彙纂 318）。
- ・委員付託中の議案に対して政府より委員の審査省略の要求があったとき、議院はその議案の審査に期限を付したことがある（衆先彙纂 319）。
- ・第 1 回議会以来政府より議院法第 27 条但書又は第 28 条但書に依らず、単に緊急事件として議決することの要求があった議案は 64 件に及び、うち 18 件は委員の審査中要求があったものであるのを除き、他の 46 件中 1 件は院議に付するに先立って撤回され、3 件は委員の審査を省略して可決し、その他はいずれも委員に付託し、その審査を終わった後、会議に付した（衆先彙纂 320）。
- ・予算案は本予算案であると追加予算案であるとを問わず、その提出があったときは直ちに予算委員に付託され、その審査を終わった後、会議に付する。しかし追加予算案で、政府より議院法第 28 条但書による要求があるときは、議院はその要求を容れ、委員の審査を省略して直ちにこれを会議に付するのを例とする。また追加予算案に対し政府より単に緊急事件として議決することの要求をすることがある。この場合においては必ずしも委員の審査を省略しない。即ち第 2 回議会以来単に緊急事件として議決することの要求があった追加予算案は 21 件に及び、内 10 件は委員の審査中の要求に係るのでこれを除き、他の 11 件中 2 件は委員の審査を省略し、他の 9 件はいずれも委員の審査を終わった後、会議に付した（衆先彙纂 331）。
- ・本予算案は提出があったときは直ちに予算委員に付託され、本会議においては国务大臣が財政計画に付き、大体の方針を演説し、議員はその演説に対し質疑をするが、予算委員会の審査を終わった後、その報告を俟ってこれを会議に付する。追加予算案もまた本予算案と同様直ちに委員会に付託され、その審査報告を俟ってこれを会議に付するが、政府より議院法第 28 条但書

により議決することの要求があるときは直ちに会議に付し、大蔵大臣がその趣旨を弁明し、審議に入るのを例とする（衆先彙纂 446）。

- ・追加予算案に対し、政府より単に緊急事件として要求があったもの 21 件、内 10 件は委員審査中の要求に係るのでこれを除き、他の 11 件中 2 件は議事日程に掲載し、若しくは議事日程を変更して直ちに会議に付し、即決議決するも、その他の 9 件は委員の審査を終った後、会議に付した（衆先彙纂 447）。
- ・本予算案はこれに関係ある法律案の議決前若しくは議決後これを会議に付し、その事例必ずしも一定しなかったが、第 52 回議会以来関係法律案の議決を俟たずして、先に予算案を会議に付す例となった。追加予算案は第 5 回議会以来概ねこれと関係ある法律案が本院議決後に会議に付す例であるが、最近は本予算案の例に倣い、関係法律案の議決を俟たず会議に付すこととなった（衆先彙纂 448）。
- ・政府提出の法律案、承諾案及び貴族院提出の法律案は議院法第 28 条及び衆議院規則第 94 条により、これを特別委員に付託するのを原則とし、議員提出の議案は本会議における委員付託の動議により、特別委員を設けて審査させる。また開院式勅語奉答文案は第 21 回議会以来毎会期必ず特別委員をして起草させる。その他文案の起草、ある事項の調査、ある事件に付き政府と交渉をさせるため、議院法第 78 条により議員の資格を審査させるため、衆議院規則第 100 条により修正議決の結果の整理をさせるため、同第 127 条により特に起案をさせるためにもまた特別委員を設ける（衆委先彙纂 3）。
- ・本予算案であると追加予算案であるとを問わず予算案は本会議において特に委員付託の手続きを執ることなく、その提出があった当日をもって委員に付託されたものとし、直ちに審査を開始できるものとする。しかし追加予算案に付き政府より議院法第 28 条但書による要求があるときは予算委員の審査を経ずに直ちに本会議において議決するのを例とする。また追加予算案に対し政府より単に緊急事件として要求するものは予算委員の審査を経るのを例とする（衆委先彙纂 106）。

## 第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

- ・政府又は議員提出議案は開院式後何時（停会中を除く）でもこれを提出することができる（衆先彙纂 163）。
- ・議員提出議案は提出者及び賛成者の連署した提出文を添付する。修正案もまた同じである（衆先彙纂 165）。
- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので 1 名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は 20 人以上、上奏案、建議案は 30 人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある（衆先彙纂 166）。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある（衆先彙纂 167）。
- ・召集に応じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない（衆先彙纂 168）。
- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者として補充することができる（衆先彙纂 169）。

- ・ 貴族院より提出、送付及び回付に係る議案並びに政府提出の修正は直ちにこれを印刷に付する（衆先彙纂 186）。
- ・ 少数意見で原案に対する修正であるときは 20 人以上の賛成（予算案であるときは 30 人以上）を俟って修正案として成立するものとする（衆先彙纂 354）。
- ・ 議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。
- ・ 決議は戦功の表彰又は感謝、戦死者に対する敬弔、国交に関する議院の意思表示、永年在職議員に対する表彰、祝賀、慰問、弔詞、内閣不信任等に関しこれをする。そしてこれらの事件を会議に付するのは議長発議若しくは議員の動議により又は決議案の形式をもってする（衆先彙纂 488）。
- ・ 第 3 回（特別）議会以来決議案が議決されたもの頗る多く、内閣不信任若しくは国务大臣の処決を求める決議案又は臨時外交調査委員会設置に関する決議案等に対してはその議決の際、内閣総理大臣又は主管大臣が意見を述べたことは少なくない。また軍隊に対する感謝又は戦死者に対する敬弔の決議案に対しては議決の際、主管大臣が謝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 489）。
- ・ 決議は内閣総理大臣又は主管大臣、議員等関係者宛て即日通牒するのを例とし、その通牒は議長又は書記官長の名をもってする。そしてこの通牒に対し回答又は通知を受けたことがある（衆先彙纂 490）。

### 第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

- ・ 政府提出議案は内閣総理大臣及び関係所管大臣の連署花押をした提出文を添付する。修正もまた同じである（衆先彙纂 164）。
- ・ 政府提出議案撤回の請求は書面をもって内閣総理大臣及び関係所管大臣よりこれをするのを例とする（衆先彙纂 192）。
- ・ 政府提出議案が撤回されるときは貴族院に通知する（衆先彙纂 193）。
- ・ 政府提出議案の撤回に関して質疑をし、国务大臣がその理由を述べる（衆先彙纂 194）。
- ・ 政府又は議員提出の議案にして撤回の後再びこれを同日、翌日又は日を隔てて提出した事例は少なくない（衆先彙纂 198）。
- ・ 法律案の撤回を求むるの動議は先決問題として先に採決する（衆先彙纂 378 第 1 (15)）。
- ・ 予算案の審査中に休会するため、若しくは政府において修正のため、又は内閣更迭のため、本予算案若しくは追加予算案を撤回し、再提出したことがある（衆先彙纂 445）。
- ・ 予算案が撤回され、再び提出されたときはその審査期間は更新するものとする（衆委先彙纂 109）。
- ・ 委員会において審査中の議案が撤回されたことがある（衆委先彙纂 127）。
- ・ 予算委員会において予算案の編成方法を不当であると認め、その編成替えを政府に要求する議決をしたことがある（衆委先彙纂 178）。
- ・ 予算案に関係ある法律案又は緊急勅令承諾案が提出されたときは、その審議終了を待って予算案を議決するのを本則とするが、未だ関連議案が委員会において審議終了してないのに先立ち、又はその提出されていないのに先立ち、予算案を議決したことがある（衆委先彙纂 179）。
- ・ 議院においては予算款項の金額を増加し、又は款項を新設する修正をすることはできないものとする。随って委員会においてその必要を認めるときは政府にその修正を求めるのを例とする（衆委先彙纂 180）。

### 第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等兩院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る兩院協議会成案を可決し議案が兩院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。

- ・議案奏上の文例は一定の様式による。そして奏上書には議長書記官長の署名のみにして捺印はしない。かつ別に内閣総理大臣宛の添書を用い、議長書記官長が署名捺印する（衆先彙纂 200）。

- ・予備金支出の件中一部承諾を与えないものがあるときは先ず承諾を与えた部分を貴族院に送付し、承諾を与えない部分については即日内閣総理大臣を経由して奏上する（衆先彙纂 203）。

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラルハモノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

- ・可決奏上の法律案にして次の会期までに裁可公布されなかったものはない（衆先彙纂 202）。

#### 第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得  
議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

- ・停会の詔書は会議前、会議中、会議日でない日又は休会中若しくは停会中においてもこれを伝達される（衆先彙纂 50）。
- ・一会期中に数回停会を命ぜられる。数回の停会日数併せて 15 日を超える（衆先彙纂 51）。
- ・停会後に会議を開く場合は議院法第 33 条により前会の議事を繼續すべきものであるので、停会後の議事日程は繼續すべき議案あるときはこれを掲載すべきは勿論であるが、他の件を追加掲載することを妨げない（衆先彙纂 235）。
- ・議事日程を議了しないで休会した後、会議を開く場合は何らの明文がないので、議長が必要と認めるところにより前会における残余の議事日程の一部を掲載せず、または他の件を追加することができる（衆先彙纂 236）。
- ・議院は院議をもって年末年始のため休会するのを例とする（衆先彙纂 254）。
- ・年末年始の休会期間は兩院同一であるのを例とする（衆先彙纂 255）。
- ・祝賀哀弔その他政府若しくは議長に対する処置に関し、又は議案の都合によりあるいは議事堂焼失等のため休会したことがある（衆先彙纂 256）。

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

- ・審査又は議決未了の決算については政府は改めてその提出の手続きを執ることなく、後の会期において（議員の改選後と雖も）、委員会は前の議会に提出されたものにつき審査する（衆先彙纂 333）。



- ・決算は一度提出されたときは委員会における審査未了の場合は勿論、その審査終了し、委員会の報告後に解散又は会期終了のためこれを議決するに至らなかった場合と雖も、後の会期において審議される。その会期においてまた審議未了に終わったときは更にその後の会期において審議されるものとする。そしてこれらの場合において後の会期に再び提出されることはなく、またその印刷もこれをしないで、先に提出されたものを用いる（衆先彙纂 465）。

### 第三十六條 閉會ハ勅令ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

- ・閉院式は貴族院において行われる（衆先彙纂 39）。
- ・閉院式には内閣総理大臣が勅命を奉じて勅語を捧読する。内閣総理大臣に故障があるときは他の国务大臣が代りて捧読する（衆先彙纂 40）。
- ・閉院式当日に貴族院議長に故障あるときは貴族院副議長が議長の職務を行う（衆先彙纂 41）。
- ・閉院式は会期終了の翌日に行われる（衆先彙纂 42）。
- ・閉院式は日曜日においても行われる（衆先彙纂 43）。
- ・停会中に閉院式を執行の旨仰せ出される（衆先彙纂 44）。
- ・閉院式式場においては玉座に向かい左方をもって衆議院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とし、右方をもって貴族院議長副議長議員書記官長及び書記官の本位とする（衆先彙纂 45）。
- ・閉院式には通常服を着用して参列する（衆先彙纂 46）。

## 第七章 秘密會議

### 第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

- 一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ
- 二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

- ・全院委員会は常任委員会及び特別委員会のように傍聴を禁ずる規定がないので公開を原則とするが院議によりこれを秘密会としたことがある（衆先彙纂 154）。
- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の發議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂 530）。
- ・秘密會議においては議事に関係ある国务大臣及び政府委員はその席にあるのを例とする。しかし懲罰事犯の秘密會議においては政府に関係ないので第 2 回議會以来議長は書記官をして国务大臣及び政府委員の退席を求めさせる（衆先彙纂 531）。

### 第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聴人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

- ・政府より秘密會議を要求し、また懲罰事犯の秘密會議を開く場合は議長において秘密會議を開く旨を宣告すると同時に傍聴人を退場させる。しかし議長又は議員 10 人以上より秘密會議の發議があつた場合は衆議院規則により議長は先ずこれを開くや否を採決し、秘密會議を開くに決したとき傍聴人を退場させるのを例とする（衆先彙纂 530）。

### 第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

- ・秘密會議には当初速記を付さなかつたが、第 13 回（特別通常）議會明治 31 年 12 月 17 日の懲罰事犯の會議以来秘密會議にはすべて速記を付すこととなつた。その速記は反文浄書の上密封してこれを保存する。そして政府より特に速記を付さない要求あつたが、院議によりこれを付

したことがある。なお政府より速記を付さない要求があつて議長においてこれを容れ、速記を付さなかつたことがある。

## 第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ二十一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

豫算案カ貴族院ニ移サレタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ二十一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

各議院ハ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ議決ヲ以テ審査期間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ通シテ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

(第 52 回帝国議會議院法中改正法律 (昭和 2 年法律第 53 號) により改正 (昭和 2 年 5 月 2 日公布))

- ・本予算案は年末年始の休会明けの始めに提出されるのを例とする (衆先彙纂 172)。
- ・法律案に關係ある追加予算案はその法律案議決の前後を問はず提出される (衆先彙纂 173)。
- ・予算に關係ある法律案は概ね予算案と同時に衆議院に提出されるのを例とするも多少遅延することなしとしない。また先に貴族院に提出されたことがある (衆先彙纂 174)。
- ・総予算案、特別會計予算案及び予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件は毎会期の始め即ち開院式後 1 日乃至 3 日以内に提出されるのを例としたが、第 8 回議會以来は通常議會の召集が概ね 12 月下旬で開院式後直ちに勅語奉答文案の議決をし、翌日に全院委員長及び常任委員の選挙を行い、次いで年末年始の休会をするので、本予算案は審査期間の關係上休会明けを俟つて提出されるのを例とするに至つた (衆先彙纂 444)。
- ・本予算案は提出があつたときは直ちに予算委員に付託され、本會議においては國務大臣が財政計画に付き、大体の方針を演説し、議員はその演説に対し質疑をするが、予算委員會の審査を終つた後、その報告を俟つてこれを會議に付する。追加予算案もまた本予算案と同様直ちに委員會に付託され、その審査報告を俟つてこれを會議に付するが、政府より議院法第 28 条但書により議決することの要求があるときは直ちに會議に付し、大藏大臣がその趣旨を弁明し、審議に入るのを例とする (衆先彙纂 446)。
- ・予算案の審査期間は最初議院法において 15 日以内と定められ、明治 39 年法律第 49 号をもって 21 日以内と改正されたが、昭和 2 年法律第 53 号をもって已むことを得ざる事由あるときは院議をもって 5 日を限り審査期間を延長することができるに至つた。そしてこの規定により審査期間を延長しようとするときは委員長の要求によりこれを議決する (衆先彙纂 456)。
- ・予算案が提出されたときは議長は直ちにこれを議院に報告し、且つ当日の衆議院公報に掲載する。もし提出の日に本會議がないときは提出の日の衆議院公報に掲載してこれを報告するものとする (衆委先彙纂 105)。
- ・本予算案であると追加予算案であるとを問はず予算案は本會議において特に委員付託の手続きを執ることなく、その提出があつた当日をもって委員に付託されたものとし、直ちに審査を開始できるものとする。しかし追加予算案に付き政府より議院法第 28 条但書による要求があるときは予算委員の審査を経ずに直ちに本會議において議決するのを例とする。また追加予算案に対し政府より単に緊急事件として要求するものは予算委員の審査を経るのを例とする (衆委先彙纂 106)。

- ・予算案はその提出があった当日に委員に付託されたものとし、即日予算委員はその審査を開始できるが、本予算案及び特別議会の始めに提出される追加予算案は本会議において国务大臣の演説に対する質疑が終了したとき又は略終了したときより審査を開始するのを例とする。その他の追加予算案については随時審査を開始する（衆委先彙纂 107）。
- ・予算案の提出があったときはその審査期間内に審査を終り、書面をもって議長に審査の結果を報告すべきものとする。そしてその審査期間は本予算案であると追加予算案であるとを問わず、提出があった日よりこれを起算する（衆委先彙纂 108）。
- ・予算案が撤回され、再び提出されたときはその審査期間は更新するものとする（衆委先彙纂 109）。
- ・審査期間を延長しようとするときは予め予算委員長より審査期間延長に関する要求書を議長に提出し、本会議において議長は予算委員長より予算審査期間延長に関する要求書が提出された旨を述べ、これを院議に諮り、予算委員長の要求通り決した（衆委先彙纂 110）。

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ二十一日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

（第 22 回帝国議会議院法中改正法律（明治 39 年法律第 49 號）により改正（明治 39 年 5 月 8 日公布））

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

**第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス**

- ・少数意見で原案に対する修正であるときは 20 人以上の賛成（予算案であるときは 30 人以上）を俟って修正案として成立するものとする（衆先彙纂 354）。
- ・議案に対する修正動議は予めその案を具えこれを議長に提出することを要する（衆先彙纂 360）。
- ・予算款項の金額を増加し若しくは新たに款項を設ける必要を認めても、政府自ら修正する外、議院においてこれの修正をすることができない。なお歳入歳出の総額に増減がなくあるいは款項の金額を減額したので、新たに款項を設け若しくは他の款項の金額を増加することがある。そして政府は委員会における歳入を増加する修正に対し、政府の修正しようとする所と同一であるとして委員長報告があった際、これに同意の旨を言明したことがある（衆先彙纂 451）。
- ・第 1 回議会以来予算案の款項が削除されたときはその款項及び金額の全体を抹消するのを例とする。しかし第 10 回議会より第 13 回（特別通常）議会の前半までは単に金額のみを抹消し、款項はこれを存置したが、第 13 回議会の後半より全体を抹消する例に復した（衆先彙纂 453）。
- ・予算案の会議において予算案の全部又は一部の編成替えを要求するの動議、若しくは予算案を政府に返付すべしとの動議が提出されることがある。孰れも政府に予算の編成替えを求めるものであるが故に先決問題として直ちに採決すべきものであるが、その動議の可否に付き討論ができるので、便宜上本案と併せて討論に付すのを例とする。ただ採決に際し該動議を先に採決する（衆先彙纂 455）。

## 第九章 国务大臣及政府委員

**第四十二條 国务大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ス**

- ・重要議案に対しその議決前に国务大臣が發言を求め、政府の意思を表明することは往々にある。国务大臣の發言要求が討論終局の動議成立と同時であるときは、議長は動議の採択を保留してその發言を許した後、該動議を採決するのを例とする（衆先彙纂 391）。

- ・院議をもって国務大臣の出席を要求するときは議長は書記官をしてこれを政府に通告する。そして国務大臣この要求に応じて出席するのを例とする（衆先彙纂 588）。
- ・軍隊に対する功勞感謝又は戦死者に対する敬弔の決議に際し、主管の国務大臣が出席し、謝辞を述べるのを例とする（衆先彙纂 590）。
- ・政府は開院式前において政府委員を任命し、議院に通牒し、特に必要あるときは会期中追加任命し、議院に通牒するのを例とする（衆先彙纂 591）。
- ・内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣は毎会期の始めにおいて施政の方針、外交の経過、財政計画に関する演説をするのを例とする（衆先彙纂 592）。
- ・内治外交又は軍事上財政上重大な事件があったときは内閣総理大臣又は主管の国務大臣がその顛末を報告し、又は演説をするのを例とする（衆先彙纂 593）。
- ・国務大臣及び政府委員は議長の許可を得て、何時でも発言できるのは法規の定めるところで、議案に対する政府の意見を述べたことがある。その時期は趣旨弁明を終った際、委員付託の動議成立後、委員付託の動議可決後、委員長報告後、討論終局の動議成立後、討論終局後、本案の表決に入る際、本案の表決を終った際である（衆先彙纂 594）。
- ・会議中院議をもって国務大臣の出席を要求し、又は議員より国務大臣若しくは政府委員の出席を希望するときは議長よりこれを通告する。この場合、その議事を続行し、または一時延期して次の議事日程に移り、若しくは議事日程を変更して他の議案を議し、又は暫時休憩したことがある（衆先彙纂 595）。
- ・国務大臣政府委員が、用語を釈明し、若しくは訂正し、又は不穩当と認めた言語を取消す（衆先彙纂 596）。
- ・政府委員の発言に関し議長が注意する（衆先彙纂 597）。
- ・国務大臣又は政府委員がその資格に付き弁明する（衆先彙纂 599）。
- ・国務大臣及び政府委員と雖も委員会において発言をするにはその都度委員長の許可を受けることを要する（衆委先彙纂 86）。

#### 第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

- ・国務大臣及び政府委員と雖も委員会において発言をするにはその都度委員長の許可を受けることを要する（衆委先彙纂 86）。
- ・両院協議会に国務大臣又は政府委員が出席発言したことは少なくない（衆委先彙纂 237）。

#### 第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

- ・議長が委員長の申し出により国務大臣の委員会出席を要求し又は議員の希望により国務大臣及び政府委員に対し委員会出席に関し注意をしたことがある（衆先彙纂 162）。
- ・通常は委員長（主査、小委員長）より直接、国務大臣及び政府委員に通達しその出席を求めるのを例とする（衆委先彙纂 87）。
- ・欠席した国務大臣に対して質疑をし、書面による答弁を求めたことがある（衆委先彙纂 88）。
- ・政府委員は自己の管掌する事項についてのみ答弁をするに止まらず、その所属官庁の所管事項全体に互って答弁をしたことがある（衆委先彙纂 89）。
- ・委員会（分科会、小委員会）においてある事項に関する実情を聴取し、又は技術上の説明を必要とするときは政府と交渉し、政府委員でない官吏に説明員として出席説明を求める。その事例は少なくない（衆委先彙纂 90）。

- ・政府委員を補佐するため、政府委員でない官吏より説明員として発言を求めることがある。この場合においては委員長においてこれを許可し、又は委員会に諮ってこれを許可する。その事例は少なくない（衆委先彙纂 91）。
- ・両院協議会において国务大臣又は政府委員の説明を求める必要があると認めるときはその出席を要求したことがある（衆委先彙纂 238）。

**第四十五條 国务大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預ラス**

**第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ国务大臣及政府委員ニ報知スヘシ**

- ・委員会、分科会及び小委員会の開会の日時及び場所並びに審査に付すべき事件は衆議院公報をもってこれを通知するのを例とする（衆委先彙纂 61）。

**第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ国务大臣及政府委員ニ送付スヘシ**

- ・議事日程、委員会の開会、その他諸般の通知は一々書面をもって発送していたが、不便が少なくなかったので、第 14 回議會明治 32 年 11 月 22 日開院式当日奉答文案議了の後、議長は今般衆議院より衆議院公報を發刊し、議事日程及び委員会の開会その他の通知はすべてこれを掲載し、書面による通知は特に至急を要するものを除きこれを廃止したき旨を發議し、院議は異議なかったため、直ちにこれを実行した。なおその掲載事項は、直後、詔書、開院式、閉院式、議長、副議長、公示、公布、議院成立集会、議員、議席、部属、部会、両院協議会、議案、會議、議事経過、委員、委員会、委員会経過、請願、質問書及び答弁書、配付、貴族院、議院協議会、調査会、祝電、謝電、雜報、広告等に区分する（衆先彙纂 660）。
- ・衆議院公報は閉会中と雖も議員に通報すべき必要の事項を生じたときは隨時發刊する（衆先彙纂 661）。
- ・衆議院事務局においては参考のため、図書を發刊し、これを議員に配付する。衆議院報告、衆議院要覽、衆議院先例彙纂及び衆議院委員会先例彙纂、衆議院議員総選挙一覽、衆議院議案件名録、衆議院党籍録、衆議院議員略歴、衆議院議員当選回数調、衆議院調査部調査資料等を隨時印刷し、議員に配布する（衆先彙纂 662）。
- ・第 21 回議會以来、各派協議会を設け、議事及び発言の順序、儀礼に関する件その他諸般の事項に涉り、議長が必要と認めるときは各派代表者の参集を求め、予めこれの打合せ又は協議をしてきたが、第 74 回議會昭和 14 年 1 月 31 日の各派協議会において新たに各派交渉会規程を制定し、従来名称を各派交渉会と改め、即日これを実施し、更に昭和 16 年 11 月 12 日の各派交渉会において同規程の一部を改正した。なお交渉団体は第 76 回及び第 84（臨時）議會においては 1 会派のみで孰れもこれに属さないものが極めて少数であったため、議長はその会派の協議員と協議するため、議院協議会を設け、各派交渉会規程に準じ、議事その他の事項に付き協議をした（衆先彙纂 663）。

## 第十章 質 問

**第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ賛成者アルヲ要ス質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ**

- ・議案若しくは委員長報告等に対して疑義を質するため、発言を求めるに際し、往々質問の語を用いることがある。固より質問は規則により一定の様式を要するものであるが、その手続きを経るなければ許可すべきものではない。しかし質問の語をもって発言を求めた場合と雖も、当該

問題に関して疑義を質す意であるときは議長はこれを質疑と解して許可するのを例とする（衆先彙纂 284）。

- ・質問は簡明な主意書をもってすることは法規に定めるところで、その主意書は邦文をもってし、外国語を用いることを許さない。但し已むを得ざる場合は外国語に註釈を付させて、受理したことがある（衆先彙纂 505）。
- ・質問主意書はその全文を印刷配付し、且つ速記録に掲載する（衆先彙纂 507）。
- ・院議をもって秘密会の内容に渉る質問主意書を撤回させる（衆先彙纂 522）。
- ・議長に対する質問はこれを受理しない（衆先彙纂 523）。

#### 第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若シ答辯ヲ為サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

- ・質問主意書は停会中はこれを政府に転送しない（衆先彙纂 506）。
- ・質問主意書はその全文を印刷配付し、且つ速記録に掲載する（衆先彙纂 507）。
- ・政府より答弁書を受領したときはこれを報告するが、朗読は省略するのを例とする（衆先彙纂 524）。
- ・議員より提出された質問に対し、予め関係國務大臣より答弁すべき日時を通告したことがあり、若しくは議場においてこれを言明したことがある（衆先彙纂 525）。
- ・口頭質問に対し國務大臣若しくは政府委員が先ず口頭をもって答弁をした後、更に書面をもって詳細に答弁をし、又は答弁の際、追って文書をもって答弁すべき旨を言明することがある（衆先彙纂 526）。

#### 第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

- ・建議に対し政府が覆牒する（衆先彙纂 485）。

#### 第十一章 上奏及建議

#### 第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

- ・上奏又は奉答に対し勅語を賜る（衆先彙纂 477）。
- ・上奏に対し勅問を賜る（衆先彙纂 478）。
- ・勅語、詔勅、勅問に対し奉答書を奉呈する（衆先彙纂 479）。
- ・上奏書、奉答書は謁見を賜わりて奉呈し、又は宮内大臣を経て奉呈する（衆先彙纂 480）。
- ・上奏書、奉答書はその議事に干与した議長若しくは副議長の名をもってする（衆先彙纂 481）。
- ・上奏案に対し若しくは上奏書奉呈後、國務大臣が意見を述べたことがある（衆先彙纂 482）。
- ・建議に対し勅語を賜わる（衆先彙纂 484）。
- ・建議案の会議において趣旨弁明を終った際、若しくは委員長報告があった際、又は討論中、討論終局後、若しくは採決を終った際、國務大臣又は政府委員がその議案に関し意見を述べたことがある（衆先彙纂 486）。
- ・建議案が議決されたときは議長より即日内閣総理大臣に宛てこれを提出するのを例とする（衆先彙纂 487）。
- ・院議により議長が天機並びに御機嫌を奉伺する（衆先彙纂 613）。
- ・議長副議長及び議員が天機並びに御機嫌を奉伺する（衆先彙纂 614）。

- ・即位の大礼に付き、賀表を奉呈する（衆先彙纂 615）。
- ・天皇皇后両陛下御結婚満 25 年に付き賀表を奉呈並びに参賀する（衆先彙纂 616）。
- ・皇后陛下御着帯の儀に付き参賀する（衆先彙纂 617）。
- ・皇太子皇子皇孫殿下御誕生に付き、賀表、賀牋、を奉呈並びに参賀する（衆先彙纂 618）。
- ・立太子式に付き、賀表、賀牋を奉呈する（衆先彙纂 619）。
- ・皇太子殿下御成年式に付き、賀表、賀牋を奉呈する（衆先彙纂 620）。
- ・皇太子殿下御結婚御成約並びに御結婚に付き奉賀する（衆先彙纂 621）。
- ・皇族殿下の海外御旅行に付き、奉送迎する（衆先彙纂 622）。
- ・皇族殿下御凱旋に付き、御祝詞を言上する（衆先彙纂 623）。
- ・皇族殿下傍聴のため、台臨に付き、敬礼する（衆先彙纂 624）。
- ・第 1 回議会以来、詔勅、勅諭、勅語、勅問の捧読に際しては、満場起立して敬礼する（衆先彙纂 625）。
- ・奉答文案議決の際は敬意を表するため、起立して賛成の意を表する（衆先彙纂 626）。
- ・踐祚後朝見の儀に議長及び議員総代が参列を仰せ付けられる（衆先彙纂 627）。
- ・即位の大礼に議長副議長及び議員の参列を仰せ付けられる（衆先彙纂 628）。
- ・天皇陛下崩御に付き、御弔詞言上並びに奉悼上奏する（衆先彙纂 629）。
- ・皇太后陛下崩御に付き、御弔詞を言上する（衆先彙纂 630）。
- ・大喪の儀に議長副議長及び議員の参列を仰せ付けられる（衆先彙纂 631）。
- ・天皇陛下崩御に際し、列国議会の弔意並びにこれに対し衆議院が表謝する（衆先彙纂 632）。
- ・議院の御見舞いは、皇族御負傷、御病気の場合、宮邸風水害の場合、王族御重患の場合にされた（衆先彙纂 633）。
- ・国务大臣、外国総理大臣の負傷に対し、若しくは天災に際し、院議を以て又は議長が議院を代表して慰問をし、また各派交渉会の決議により災害慰問のため義捐金を寄贈したことがある（衆先彙纂 634）。
- ・関東地方大震災に付き、各国議院よりの見舞い電報並びにこれに対して感謝決議をした（衆先彙纂 635）。
- ・派遣軍隊慰問のため議員を派遣し、傷病兵士慰問のため陸海軍病院に議員を派遣し、派遣軍隊に慰問品を贈呈する（衆先彙纂 636）。
- ・皇族及び王族殿下薨去に付き弔詞を奉呈し、元勲その他の薨去若しくは逝去に付き弔詞を贈る。議員が逝去したときは開会中であると閉会中であることを問わず、その遺族に弔詞を贈るのを例とする。そして第 3 回議会までは閉会中に逝去したものに対しては開会を俟ち、院議に諮いこれを贈ったが、第 4 回議会よりは閉会中であるときは議長より弔詞を贈り、また第 14 回議会よりは例文による弔詞は開会中と雖も院議に諮うことなくこれを贈ることとなった。第 52 回議会よりは開会中（年末年始の休会中を除く）に逝去したときは逝去者の属した会派以外の議員より弔詞を贈るの動議を提出し、且つ哀悼の辞を述べる例となったが、第 79 回議会よりは逝去者と同一府県選出に係る当選回数が多い者より弔詞贈呈の動議を提出し、哀悼の辞を述べることに改めた。そして第 67 回議会以後は議会召集詔書公布後開会前に逝去した者に対しても、開会中逝去した者と同一の例により、既に議長において弔詞を贈呈した者に対しては議会開会後に代表議員が弔辞を述べる事、且つ年末年始休会中に逝去した者に対してもまた同一の例によることとした。なお第 69 回（特別）議会以来議員逝去の場合は弔詞と共に議長より

花輪一個を贈る例となった。議員にして国务大臣又は前国务大臣だった者が薨去の場合、議長又は元議長だった者が逝去の場合、永年在職表彰議員が逝去の場合、20年以上在職議員が逝去の場合には例文によらないで特別の弔詞を贈呈するのを例とする（衆先彙纂 637）。

- ・弔詞を贈呈しないで、議長の名をもって生花又は花輪等を送る（衆先彙纂 638）。
- ・院議を以て若しくは議長が議院を代表して、外国皇帝皇后の崩御、大統領、総理大臣、元帥、大使の逝去に付き、弔意を表する（衆先彙纂 639）。
- ・事件の功により議長副議長及び事務局職員に対する叙勲恩賞がある（衆先彙纂 640）。
- ・事件の功により議員に対する叙勲恩賞がある（衆先彙纂 641）。
- ・多年在職する議員に対する叙位、叙勲及び恩賞がある（衆先彙纂 642）。
- ・御大礼に際し、議長副議長及び議員に対する叙勲恩賞がある（衆先彙纂 643）。
- ・議長及び議員に対し特旨による叙位叙勲がある。議員逝去の際はその功績を調査し、叙位叙勲を上申し、特旨により叙位叙勲された者は少なくない。なお前に議長副議長であった者若しくは議員であった者が逝去した場合においては功績事項を調査し、叙位叙勲を上申する（衆先彙纂 644）。
- ・議長副議長及び議員に対する定例叙勲がある（衆先彙纂 645）。
- ・議員及び事務局職員に対し、記念章を授与される。議員及び事務局職員に対し、外国より贈与された記念章の佩用を允許される（衆先彙纂 646）。
- ・御真影は従来勅任官の外は下賜されなかったが、第15回議會明治34年3月22日に特別の取扱いにより、両院議員に下賜されることに内定されたので、議長は各部長を議長室に集め、その旨を報告し、なお拝戴願いその他の件に付き各議員に伝達させた。その後衆議院議員に対しては御真影を下賜されることとなり、これを願出る者があるときはその都度事務局より宮内省へ申請し、その手続きをした（衆先彙纂 647）。
- ・議長副議長及び議員の宮中席次が定められる（衆先彙纂 648）。
- ・宮中における議長副議長及び議員の待遇が定められる（衆先彙纂 649）。
- ・議員が観桜会観菊会に召される（衆先彙纂 650）。
- ・宮中その他の儀式に議長副議長議員若しくは議員総代が参列する（衆先彙纂 651）。
- ・立太子礼、皇太子殿下御成年式及び皇太子殿下御降誕に付き拝謁並びに賜宴賜饌される（衆先彙纂 652）。
- ・議會閉会后両院議員及び事務局高等官へ拝謁並びに賜宴される（衆先彙纂 653）。

## 第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

- ・議案提出者の員数については何らの規定がないので1名をもって足りるも往々数十名に及ぶことがある。議案の賛成者は法律案、決議案は20人以上、上奏案、建議案は30人以上を要する。しかしそれ以上については別に制限がないのでほとんど全員が賛成者として署名したこともある（衆先彙纂 166）。
- ・議員にして国务大臣又は政府委員である者は概ね議案提出の賛成者として署名しないのを例とする。但し慶弔儀礼等に関する議案には署名することもある（衆先彙纂 167）。
- ・召集に応じていない議員は議案の提出者又は賛成者になることはできない（衆先彙纂 168）。



- ・議案の提出者又は賛成者の追加若しくは取消はその議案の配付後は誤謬を訂正するほかはこれを許さない。しかし配付後賛成者の死亡により成規の賛成を欠くに至るときは他の議員を賛成者として補充することができる（衆先彙纂 169）。
- ・建議案は凡てその印刷配付の時をもって委員に付託されたものとし、その配付後審査を開始するのを例とする（衆委先彙纂 120）。

## 第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

- ・議案の送付、回付、通知等は議決の当日その手続きをする（衆先彙纂 182）。
- ・議案の送付、回付、通知等は一定の様式を用いる（衆先彙纂 183）。
- ・政府提出議案を貴族院に送付する場合は政府より提出された本書を用い、修正議決の上送付する場合は本書の外該議案の印本に修正を記入したものを添付、また貴族院に回付する場合は貴族院より送付された本書の外該議案の印本に衆議院における修正を記入したものを添付する。議員提出法律案を議決し、貴族院に提出する場合は議決された議員提出法律案の提出文及び理由書を除いた印本を用いる。そして議員提出法律案が修正議決であるときはその簡単な場合は修正を記入し、その複雑なものは印本を用いる（衆先彙纂 184）。
- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中 1 件又は数件が両院を通過しないことがあるが、他の各件の成立を妨げることはない。予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中一部を貴族院において修正して衆議院に回付し、衆議院はこれに同意せず、しかも両院協議会を開くに至らなかったため、貴族院においてこれを除き他の可決した部分を奏上し、また同院において一部を否決して、衆議院に通知し、その可決した部分を奏上したことがある。なお衆議院において一部を削除して貴族院に送付し、貴族院においても衆議院議決の通り可決奏上したことがある（衆先彙纂 461）。

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

- ・議案の送付、回付、通知等は議決の当日その手続きをする（衆先彙纂 182）。
- ・議案の送付、回付、通知等は一定の様式を用いる（衆先彙纂 183）。

- ・政府提出議案を貴族院に送付する場合は政府より提出された本書を用い、修正議決の上送付する場合は本書の外該議案の印本に修正を記入したものを添付、また貴族院に回付する場合は貴族院より送付された本書の外該議案の印本に衆議院における修正を記入したものを添付する。議員提出法律案を議決し、貴族院に提出する場合は議決された議員提出法律案の提出文及び理由書を除いた印本を用いる。そして議員提出法律案が修正議決であるときはその簡単な場合は修正を記入し、その複雑なものは印本を用いる（衆先彙纂 184）。
- ・法律案、予算案又は承諾を求むる議案等両院の議決を要するものにして貴族院より送付、回付若しくは提出を受け、衆議院においてこれを可決し、若しくは承諾を与え又は貴族院の修正に同意しあるいは貴族院送付に係る両院協議会成案を可決し議案が両院を通過したときは議長は整理の上、即日内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する。政府提出の議案にして、衆議院に提出されたか、貴族院より送付若しくは回付されたかを問わず、衆議院においてこれを否決し、若しくは承諾を与えなかったときは、議長は内閣総理大臣を経由して奏上し、同時にその旨を貴族院に通知する（衆先彙纂 199）。
- ・予算案に付き両院協議会を開いた場合に、両院協議会成案が両院を通過した場合と両院協議会成案が否決された場合がある（衆先彙纂 458）。
- ・予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中 1 件又は数件が両院を通過しないことがあるが、他の各件の成立を妨げることはない。予算外国庫の負担となるべき契約を為すを要する件中一部を貴族院において修正して衆議院に回付し、衆議院はこれに同意せず、しかも両院協議会を開くに至らなかつたので、貴族院においてこれを除き他の可決した部分を奏上し、また同院において一部を否決して、衆議院に通知し、その可決した部分を奏上したことがある。なお衆議院において一部を削除して貴族院に送付し、貴族院においても衆議院議決の通り可決奏上したことがある（衆先彙纂 461）。
- ・衆議院送付若しくは提出に係る議案に対し、貴族院において修正を加え回付された場合、衆議院がこの修正に同意したときはこれを奏上すると同時にその旨を貴族院に通知し、同意しないときは両院協議会を開くことを求めなければならない。そして両院協議会において成案を得たときはその成案に対し衆議院において先ずその可否を決し、可決したときはこれを貴族院に移し、否決したときはその旨を貴族院に通知する。貴族院の送付若しくは提出に係る議案に対し、衆議院において修正を加え、回付した場合における貴族院の取扱いもまた同じである。貴族院より回付された議案に対しては、衆議院は回付案に同意した場合、回付案に同意しなかつた場合、回付案に同意不同意を表するに至らなかつた場合がある。衆議院より回付した議案に対しては、貴族院は回付案に同意した場合、回付案に同意しなかつた場合、回付案に同意不同意を表する前に撤回した場合がある（衆先彙纂 600）。
- ・回付案に対する議事は貴族院の修正する箇所に同意するや否を決するものである所以その質疑討論は貴族院の修正の範囲に限るものとする（衆先彙纂 601）。

**第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ**

**協議会ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス**

- ・予算案に付き両院協議会を開いた場合に、両院協議会成案が両院を通過した場合と両院協議会成案が否決された場合がある（衆先彙纂 458）。

- ・両院協議委員はその数を 10 名とし、選挙の方法は議長の名によるのを例とする。補欠選挙は議長指名による（衆先彙纂 602）。
- ・両院協議会における議案の成績については、両院協議会の成案を得た場合に、両院にて可決したもの、両院の一にて否決したもの、両院の一にて議決に至らなかったもの、両院協議会の成案を得なかった場合、両院協議会を開くに至らなかった場合がある。
- ・両院協議委員の選挙は第 56 回議会までは議長指名又は議場選挙等により一様でなかったが、第 63 回議会以後はすべて議長の名によった。両院協議委員の補欠選挙は必ずしも前の選挙と同一の方法によらないで、議長指名によるのを例とする（衆委先彙纂 234）。

#### 第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

- ・両院協議会に國務大臣又は政府委員が出席発言したことは少なくない（衆委先彙纂 237）。

#### 第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

#### 第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

- ・採決の方法は、両院委員の間に異論がない場合においては無名投票によらないで、異議の有無を諮り、又は挙手若しくは起立によるのを例とする。

#### 第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ毎會更代シテ席ニ當ラムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

- ・両院協議委員が選定されたときは議長の名指定した日時に参集し、協議委員議長及び副議長の互選をする。その期日は委員選挙の当日又は翌日であるのを例とする（衆委先彙纂 235）。
- ・両院協議委員議長及び副議長互選の方法は推薦によるのを例とする（衆委先彙纂 236）。

#### 第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

- ・第 1 回議会において明治 23 年 12 月 11 日に動議により貴衆両院交渉事務の規程草案を調査させるため、委員を選挙し、議院法第 61 条により衆議院委員と協議されたき旨を貴族院に照会し、その後貴族院の通牒により衆議院の委員が貴族院委員会に出席して両院協議会規程を協議決定し、両院においてこれを可決した（衆先彙纂 612）。

### 第十三章 請 願

#### 第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

- ・請願は一定の体式を備え、議院法及び衆議院規則に従うのを必要とし、これに合わないものは議長においてこれを受理することができないものとする（衆先彙纂 491）。
- ・請願委員会において紹介議員を経て請願書の取下げを求めるものがあるときは、概ねこれを許可すべきものと議決し、その旨議長に報告する（衆委先彙纂 186）。

#### 第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

- ・請願は議院においてこれを受理したときに委員に付託されたものとし、委員会の審査を終わり、特別の報告があつた後、会議に付する（衆先彙纂 336）。
- ・請願は一定の体式を備え、議院法及び衆議院規則に従うのを必要とし、これに合わないものは議長においてこれを受理することができないものとする（衆先彙纂 491）。
- ・請願委員会及びその分科会においてはその開会日時及び審査日程を衆議院公報に掲載し、審査の際紹介議員の出席説明を求めるのを例とする（衆委先彙纂 79）。

- ・ 請願審査に際し、紹介議員が出席しない場合において分科の主査、委員又は他の議員が変わって請願の説明をした事例は少なくない（衆委先彙纂 80）。
- ・ 請願委員会における紹介議員の発言は請願の紹介説明の範囲に限るもので、委員又は政府委員の質疑に対する答弁及び紹介議員の政府に対する質疑と雖も紹介説明の範囲外に涉ることができないものとする（衆委先彙纂 81）。
- ・ 規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある（衆委先彙纂 185）。

#### 第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

- ・ 第 22 回議会以来特別報告に係る請願とその目的を同じくする法律案、建議案が提出されたときは、これを議了するまでその請願の議事を延期するのを例とする（衆先彙纂 497）。
- ・ 特別報告に係る請願を再審査に付したことがある（衆先彙纂 498）。
- ・ 請願委員会において議院の會議に付するを要しないとの請願に対しては従来、委員会において不採択、政府に参考送付、委員会に参考送付の 3 種区別し、特殊の報告をする慣例である。そしてこの種の請願に対し 1 週間以内に議員より會議に付する要求をする者がいないときは委員会の決議をもって確定とする。従って参考送付の請願は 1 週間を経過した後、政府又は委員会に送付する（衆先彙纂 500）。
- ・ 請願委員会において會議に付するを要しないとの特殊報告をした請願に対し議員 30 名以上より會議に付する要求があるときは、議事日程に掲げて該請願を會議に付する。そしてこの請願には特別報告に係る請願と同様、意見書案を付するのを例とする（衆先彙纂 501）。
- ・ 議院において請願書を受理したときは直ちに請願委員に付託されたものとする。そして請願委員は請願の要旨を簡明に採録した請願文書表を作成してこれを議長に報告し、委員会の審査はその文書表の印刷配付を待ってこれを開始するのを例とする。但し会期切迫その他特別の事由があつて、審査が急を要するときは文書表の印刷配付を待たずに請願本書に付き審査をしたことがある（衆委先彙纂 118）。
- ・ 請願は文書表の印刷配付後に分科会においてこれを審査し、分科の審査終了後に總會を開き、更にこれを審査決定するのを例とする（衆委先彙纂 155）。
- ・ 請願に付き会期切迫その他の事由により、審査が急を要するときは文書表の印刷配付後に分科の審査を省略して、直ちに總會においてこれを審査し、又は分科において審査を終らないものと雖も總會においてこれを審査したことがある（衆委先彙纂 156）。
- ・ 請願に付き特に調査をする必要があるときはこれを小委員の審査に付したことがある。また臨時議會において会期が短いため理事をして請願の分担調査をさせたことがある（衆委先彙纂 157）。

#### 第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

- ・ 特別報告に係る請願が會議に付されたときはこれを採択するや否に付き採決するものとする。そして採択と決したものは意見書を付し、その請願書を政府に送付する（衆先彙纂 495）。

- ・特別報告に係る請願は採択するや否を議決するに止まり、修正の余地がないが、これに付すべき意見書案については修正をすることができるので、これを修正してその請願を採択したことがある（衆先彙纂 496）。
- ・議決された議案又は請願と目的を同じくする請願は議決を要しない。その請願は議案又は請願議決の結果により採択若しくは不採択と看做される。採択と看做された請願は意見書と共に政府に送付し、且つその件名を速記録に掲載する（衆先彙纂 499）。
- ・採択した請願に対し政府の報告を求める（衆先彙纂 504）。
- ・請願委員会又は分科会において請願の一部を採択し、他の部分を政府に参考送付又は不採択に決したことがある（衆委先彙纂 187）。
- ・請願委員会において採択すべきものと議決した請願に付き議院法第 65 条に依り政府の報告を求めるべきことを議決したことがある。第 31 回議会議大正 3 年 1 月 23 日の請願委員会においては前議会以前に採択した請願に付き政府の処理結果調査票の提出を求めたが、政府はこれに対し請願処理経過表を作成して委員会に報告した。爾後政府は委員会の請求を容れ、時々請願処理の結果を報告することとなった（衆委先彙纂 189）。

**第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス**

**第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス**

**第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス**

- ・規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある（衆委先彙纂 185）。

**第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス**

**第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス**

- ・規程に合わない請願書は議院法第 63 条第 2 項に依りこれを却下すべきものと議決し、その旨議長に報告する。そして議長は紹介議員を経てこれを却下する。然しながら請願書中に請願者の 1 名又は数名の職業年齢等の記載に一部不備の点があるとき、これらの請願者を削除して完備した部分に付きこれを審査したことがある（衆委先彙纂 185）。

**第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス**

#### 第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

**第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス**

**第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス**

**第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ**

- ・院議をもって参考文書の提出を政府に要求したが、政府は秘密に渉るものと認め議院法第 74 条により議院の要求に応じなかったことがある（衆先彙纂 589）。

**第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス**

## 第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス

- ・議員が被選資格を失ったときは退職者とする（衆先彙纂 117）。

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選挙法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

- ・議員が被選資格を失ったときは退職者とする（衆先彙纂 117）。

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

- ・議員の資格に対する異議申立書を受理したときは直ちにこれを資格審査委員に付する。
- ・資格審査期間は議長がこれを定める（衆先彙纂 108）。
- ・議院は議員の被選資格を審査するも選挙手続及び投票の有効無効を審査しない（衆先彙纂 109）。
- ・第 26 回議会明治 43 年 1 月 22 日の本会議において議員の資格審査のため 18 名の委員を設けた（衆委先彙纂 3）。

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

- ・当選訴訟中の故をもって議員の辞職を許可しない（衆先彙纂 115）。
- ・資格審査中の故をもって辞職の拒否を延期する（衆先彙纂 116）。
- ・議員の資格に関して裁判確定した場合に事務局はその言渡しをした裁判所の長よりこれの通牒を受ける（衆先彙纂 118）。

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラルハニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

- ・議員が退職若しくは辞職したとき又は当選無効となったときはその当月分までの歳費を支給される（衆先彙纂 128）。
- ・歳費受領後に退職若しくは辞職し又は除名若しくは当選無効となったときはその翌月以後に係る歳費はこれを返戻させる。衆議院が解散を命じられたときもまた同じである（衆先彙纂 129）。

## 第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超ヘサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

- ・1 週間以上の請暇と雖も休会中は議長がこれを許可する（衆先彙纂 99）。
- ・請暇はその理由が正当と認めないときはこれを許可しない（衆先彙纂 100）。
- ・請暇は会議の始め若しくは散会に際してこれを院議に諮う（衆先彙纂 101）。

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

- ・各議院の議員は委員会（分科会）に出席することができないときは開会時刻前にその旨を委員長（主査）に届け出るべきものとする（衆委先彙纂 65）。

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

- ・議員が辞表を提出したときは議長より留職の勧告をするのを例とする。但し特別の事情がある場合はこの限りでない（衆先彙纂 111）。
- ・院議を尊重して議員が辞表を提出する（衆先彙纂 112）。

- ・議員辞職の件は議事日程に掲載しない。概ね会議の始めに院議に諮うのを例とする（衆先彙纂 114）。

#### 第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選挙ヲ求ムヘシ

- ・議員に欠員を生じるときはその都度議長よりその旨を内務大臣に通牒し、欠員の数が同一選挙区において二人に達した場合は通牒に補欠選挙を求める旨を付記する（衆先彙纂 120）。
- ・総選挙後議会召集日前、議員に欠員を生じるときは書記官長よりその旨を内務大臣に通牒する（衆先彙纂 121）。
- ・選挙に関する訴訟の結果、選挙無効若しくは当選無効となり又は選挙に関する罰則により当選無効となった場合はその補欠選挙を請求しない（衆先彙纂 122）。

### 第十七章 紀律及警察

#### 第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

#### 第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

- ・議長が院内取締り又は傍聴人の件に付き弁明する（衆先彙纂 539）。

#### 第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

- ・発言中その発言者に対して不規則な言辞をする者があっても発言者はこれに応酬することができない。濫りに応酬するときは議長はこれを注意し若しくは禁止する（衆先彙纂 298）。
- ・発言中その発言の一部に関して懲罰委員に付する動議が提出され、必要已むを得ざる事情あるときは直ちにその発言を中止し、該動議を採決することがあるも採決の後、その発言を継続させる。また議長の職権により発言中の一部に関して懲罰委員に付されたときにおいても該宣告後、その発言を継続させる（衆先彙纂 301）。
- ・議長は議員の発言が議題外、許可の範囲外に涉り若しくは議事妨害と認めその発言を制止したことは少なくない。また不穏当と認め、その発言の取り消しを命じたことがある。なお取り消しを命じられた言辞は速記録中よりこれを削除する（衆先彙纂 311）。
- ・議員の発言中不穏の言語があつたときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかつたことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する（衆先彙纂 312）。
- ・議員の発言中不穏の言語があつたときは議長よりその取消しを勧告され、または他の議員より取消しを求められたため、議員自らその言語の取消しをし、又は釈明をしたことは少なくない（衆先彙纂 313）。
- ・会議中に議員が議院法若しくは議事規則に違ひ、その他議場の秩序を紊すときは、議長はこれを警戒し又は制止し又は発言を取消させる。命に従わないときは当日の会議を終わるまで発言を禁止したことがある（衆先彙纂 542）。
- ・議長において発言禁止の宣告をした場合と雖も、時の状況によりその議事終了の際、若しくは休憩後において発言禁止を解いたことがないことはない。この場合においては議長において更にその旨を宣告するものとする（衆先彙纂 543）。

- ・議長の制止に従わず、議場の秩序を紊す者は登壇中であると議席にあるとを問わず、退場を命じられる（衆先彙纂 549）。
- ・退場を命じられた議員は当日の会議が終わるまで議場に入ることができないのを原則とするが、議長が退場を命じた際における議事の終了した後において議長は曩にした退場命令を解除し、入場を許可する旨を宣告したことがある（衆先彙纂 550）。
- ・議長は退場を命じた議員に対し退席中の経過を報告しない（衆先彙纂 551）。
- ・退場を命じられた議員が速やかにその命令に従わないときは議長は守衛をしてその退場を執行させる（衆先彙纂 552）。
- ・第 50 回議会大正 14 年 2 月 5 日の各派交渉会において「議場内ニ於ケル發言通告其ノ他ノ用務ハ總テ各派交渉係ヨリ書記官長又ハ書記官ニ交渉スルコトトシ如何ナル場合ニ於テモ多數登壇シ議長席又ハ演説者ニ迫ルカ如キコトヲ爲ササルコト 而シテ右交渉係ハ各派三名トスルコト」を協定し、なお登壇交渉をする者はなるべく交渉係の内 1 名であることを申合せ、爾来毎会期議場内交渉係を設けた（衆先彙纂 553）。
- ・第 50 回議会大正 14 年 3 月 14 日に議院の規律節制に関する決議案を提出し、即日全会一致をもってこれを可決した（衆先彙纂 554）。
- ・第 61 回（臨時）議会閉会后、議長は時局に鑑み、議会の振肅に関し調査研究の要ありとして、各派より委員の選出を求め、屢々該委員会を開会した後、議会振肅要綱を決定した。就中一部の申合せ事項は第 63 回（臨時）議会召集当日（昭和 7 年 8 月 22 日）に各派交渉会の承認を得た。また第 74 回議会昭和 14 年 1 月 21 日の各派交渉会において議会における審議能率の増進を図るため議事進捗に関する件 10 項、政府に要望すべき事項 3 項の申合せをし、議事進捗に関する申合せは即日よりこれを実行した。同日議長より内閣総理大臣宛右申合せ事項を通知したところ内閣総理大臣より議事進捗に関する申合せについては了承、政府に対する要望については努めて貴意に沿うよういたしたい旨の回答に接した（衆先彙纂 555）。
- ・議員の発言で議院法第 87 条により議長より取消しを命じられた部分はこれを速記録に記載しないのは衆議院規則の定めるところであるが、議員、国务大臣及び政府委員が議場において自ら取消した言辞もまた速記録に記載しない。なお既に速記録に掲載後、これを取消したときは後の速記録に当該部分削除の旨を付記する（衆先彙纂 583）。

#### 第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

- ・議場騷擾のため議事を整理しがたいと認めるとき、議長は当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができるが、この場合議長が必要と認め、休憩することを妨げない（衆先彙纂 541）。

#### 第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

#### 第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

#### 第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論説ヲ爲スコトヲ得ス

- ・議員の発言中不穩の言語があったときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかったことがある。そして既に速記録に掲載後において取消しと決した場合に取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する（衆先彙纂 312）。



第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

- ・議員の発言中不穩の言語があつたときは院議に依りこれを取消させ、また院議に依りその言語を速記録に記載しなかつたことがある。そして既に速記録に記載後において取消しと決した場合は取消された言語の記載箇所を示して削除する旨を速記録に掲載する（衆先彙纂 312）。
- ・議院において無礼の言語を用いることができないのは議院法に定めるところで、議長に対し無礼の言辞をしたものに対し、議長が応答を拒否し、また議長のした議院外の言辞に関する発言に付きこれの応答を拒否したことがある（衆先彙纂 540）。
- ・議員が自己の行動に付き陳謝する（衆先彙纂 546）。
- ・院議をもって議員に対し演説中引用した文書の発信人氏名住所日付宛名等全部の発表を命じたことがある・議員が自己の行動に付き陳謝する（衆先彙纂 547）。
- ・院議をもって議員に処決を促す（衆先彙纂 548）。
- ・委員の発言で不穩と認めるものに対しては委員長（主査、小委員長）が注意をし、又は取り消しを命じる。また不穩と認められる言辞に付き発言者より取消した事例は少なくない（衆委先彙纂 101）。

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲 罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス

各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ

- ・議員は 20 人以上の賛成がなければ懲罰の動議を提出することができないが、議長は議事規則又は議場の秩序を紊す者に対し、警戒し、制止し、又は発言の取消しを命じ、これに従わないときは職権をもって直ちに懲罰委員に付することができる。そして第 50 回議會において衆議院規則改正の際、議長の懲罰委員に付する件の範囲を拡張し、会議、委員会、部の外、議院内部における事犯も懲罰委員に付することができるに至った結果、その事実の調査等に時日を要することがあるので、第 51 回議會大正 15 年 3 月 13 日の會議において議長は議長の職権により懲罰委員に付する宣告は懲罰動議の如く事犯後 3 日以内の期間に拘束されないものと解するに異議なきやを諮い、院議異議なくこれを承認した。議長職権をもって懲罰委員に付した場合は、議院の体面を汚した場合、議院の騷擾を醸した場合、院議に服従しない場合、議長の制止又は退場の命に従わない場合、議長の取消しの命に従わない場合、守衛の公務執行を妨げた場合、委員会において懲罰事犯を起こした場合である（衆先彙纂 556）。
- ・委員会（部会）において懲罰事犯があつたときは委員長（部長）はこれを議長に報告し、その処分を求めるべきもので、議長はその報告を受けたときは事犯ありと告げられた議員に対し、議場において懲罰委員に付するの宣告をする（衆先彙纂 564）。
- ・懲罰事犯の會議において該事犯を更に懲罰委員の審査に付したことがある（衆先彙纂 566）。
- ・委員会において懲罰事犯が起つたときは委員長は直ちに書面をもって議長に報告する（衆委先彙纂 104）。

- ・懲罰委員会において懲罰事犯審査の結果、懲罰を科すべきものと認めるときは譴責、謝辞、出席停止又は除名の議決をすべきものであるが、懲罰を科すべきものに非ずと認めるときは「懲罰事犯ニ非ス」との議決をし、その旨報告する（衆委先彙纂 184）。

#### 第九十六条 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辞ヲ表セシム
- 三 一定時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

- ・除名の決議はこれを本人に通知する（衆先彙纂 119）。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、議長が譴責を宣告した場合がある（衆先彙纂 568）。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、謝辞を表させた場合がある（衆先彙纂 569）。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、出席を停止された場合がある（衆先彙纂 570）。
- ・出席停止は 30 日を超えない範囲内において命じられ、その起算は宣告の日よりし、且つ休日をも包含するものとする（衆先彙纂 571）。
- ・懲罰事犯の会議の議決に基き、除名された場合がある（衆先彙纂 573）。

#### 第九十七条 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

#### 第九十八条 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

- ・議院の体面を汚し、議場の騒擾を醸し、議院の命令に従わず、若しくは無礼の言語を用い、又は無届欠席等の理由により、懲罰委員に付するの動議が成立するときは衆議院規則により、議長は討論を用いずに議院の決を採り、懲罰委員に付するか否を決する。そして懲罰委員に付するの動議は事犯があった後、3 日以内にこれを提出すべきは議院法第 98 条第 2 項に規定される場所であるが、この期間は事犯があった日よりこれを起算すべきものとする（衆先彙纂 556）。

#### 第九十九条 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招状ヲ發シ其ノ招状ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

- ・召集に応じがたいときは応召延期の届出をする（衆先彙纂 103）。
- ・各議院の議員は委員会（分科会）に出席することができないときは開会時刻前にその旨を委員長（主査）に届け出るべきものとする（衆委先彙纂 65）。

#### 議院法の廃止

昭和二十二年四月三十日法律第七十九号をもって国会法が公布され、日本国憲法施行の日の昭和二十二年五月三日から施行されたが、国会法附則第二項の規定により、議院法は廃止された。